

第Ⅳ編

三鷹市の教育に関する大綱

Contents

- 第1 策定にあたって
- 第2 基本理念
- 第3 対象期間
- 第4 基本目標と施策の方向

第 1 策定にあたって

1 策定の背景

平成26年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、地方自治体の長が、その地域の実情に応じた、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。これは、地方自治体の長が民意を代表する立場にあり、教育委員会の所管事項に関し、予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有していることや、教育に関する諸施策を推進していくためには、福祉や地域振興などの一般行政サービスとの密接な連携が必要であることなどによるものです。また、その策定に当たっては、自治体の長と教育委員会で構成する「総合教育会議」で協議を行うこととされています。

「三鷹市の教育に関する大綱」（以下、「大綱」という。）は、こうした新たな制度に基づいて、平成27年7月に設置した「三鷹市総合教育会議」における協議を経て、三鷹市の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策についての「基本理念」、「基本目標」、「施策の方向」などを明らかにするものです。

2 策定の趣旨

三鷹市は、『三鷹市基本構想』、『三鷹市自治基本条例』、『第4次三鷹市基本計画』、『三鷹子ども憲章』、『三鷹市子育て支援ビジョン』、『三鷹市教育ビジョン2022』、『三鷹市教育支援プラン2022』、『三鷹市生涯学習プラン2022』等の制定・策定や推進にあたり、多元的・多層的な市民参加による協働の取り組みを進めてきました。

市の最高規範である『三鷹市自治基本条例』は、教育委員会が地域と連携協力して、保護者、地域住民等の学校運営への積極的な参加と地域の力を活かした創意工夫と特色ある学校づくりを進めることや、教育委員会と市長、地域が連携協力して、「学校を核とするコミュニティづくりを進める」ことを定めています。こうした考え方に基づいてこれまでも、市長と教育委員会が十分なコミュニケーションのもとで共通の理念と信頼関係をもち、市民の主体的な参加による「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を進めてきました。

また、その他の個別計画の推進に当たっても、地域子どもクラブ事業、ファミリーサポート事業、青少年健全育成活動、生涯学習、芸術文化、スポーツの活動など、多様な分野において、市民が主体となり、市とともに協働のまちづくりを進めてきました。

今般の大綱は、こうした協働の取り組みの実績を基盤として、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策を推進するための方針として策定します。

3 大綱の位置づけ

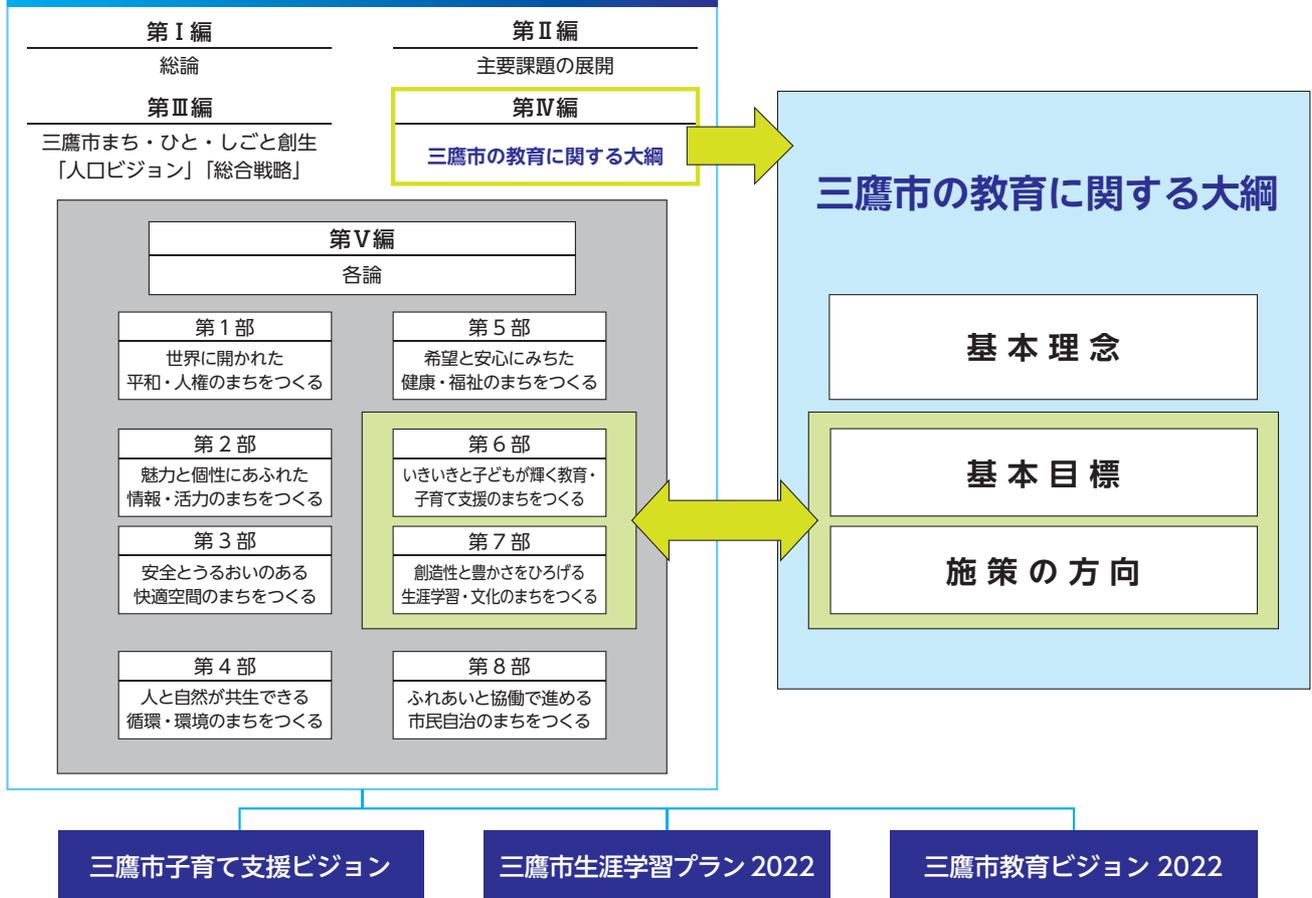
三鷹市は、『三鷹市基本構想』、『三鷹市自治基本条例』に基づき、『第4次基本計画』を策定・改定し、基本構想の基本理念、基本目標の実現のため、高環境・高福祉のまちづくりを進める8つの柱と31の施策を設定しています。

また、基本構想、基本計画との整合・連動を図りながら、『三鷹市子育て支援ビジョン』、『三鷹市教育ビジョン2022』、『三鷹市生涯学習プラン2022』等を策定・改定し、積極的な事業展開を図っています。

そのため、大綱の「基本理念」は、基本構想や自治基本条例の理念、関連する個別計画などを踏まえて定めることとします。また、教育、学術、文化の振興に関する施策を総合的に示している、『第4次基本計画（第1次改定）』の第6部、第7部の「施策の柱」と「基本的な考え方」を、大綱の「基本目標」と「施策の方向」に位置づけることとします。

このように、大綱は、基本構想、自治基本条例、基本計画を基調とし、関連する各個別計画の理念を反映して策定したことから、教育に関する各個別計画の上位に位置づけられるものであり、『第4次三鷹市基本計画（第1次改定）』の中に1つの「編」として組み込むこととします。

第4次三鷹市基本計画（第1次改定）



第IV編

第2

基本理念

第2 基本理念

大綱の基本理念は、『三鷹市基本構想』の基本理念である「平和の希求、人権の尊重、自治の実現」と、『三鷹市自治基本条例』に定める「学校と地域との連携協力」を基調とし、次の4点とします。

- 全ての子どもの人権の尊重
- 地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援
- 「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成
- 市民誰もが、生涯にわたって学び、活動することを通して、心豊かな人生をおくるための、生涯学習・文化のまちの実現

また、この実現に向けては、教育、学術、文化に関する施策を総合的に推進することが求められます。そのため、家庭教育、学校教育、生涯学習（社会教育を含む）、スポーツ、文化に関する施策の連携によって、多世代の市民が楽しく学び、地域活動等にも関わる「参加と協働のまちづくり」を推進していきます。

● 全ての子どもの人権の尊重

全ての子どもの人権が尊重され、性別、国籍、障がいの有無、社会的又は経済的環境にかかわらずのびのびと生活し、いかなる場合においても虐待や差別を受けることのないよう、施策の拡充に努めます。また、子どもの将来が、貧困など生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

さらに、子どもが地域社会の中で自主性や創造性ととも社会性を育めるように、地域と家庭の連携によって子どもの成長を支援する施策の充実に努めます。

● 地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援

地域の子育て支援環境の整備には、市民、住民協議会、NPO、民間事業者等地域における多様な主体の参加と協働が必要であるとともに、幅広い施策の横断的な取り組みが求められていることから、積極的な連携強化を図っていきます。

また、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の充実・発展を通して、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への積極的な参加のもと、地域の力を活かした創意工夫を図ることによって特色ある学校づくりを進め、地域とともに子どもたちを育てる教育を推進します。

さらに、既存の地域社会の全ての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働を進め、地域の個人や関係団体をつなぐ、学校を核とした「スクール・コミュニティ」の創造をめざしていきます。

● 「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成

『三鷹市教育ビジョン2022』では、めざす子ども像として、「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成を掲げています。

これからの社会を生きる子どもたちには、人と人とのかかわりの中で、多様性を尊重しつつ、社会の一員としての役割を果たしながら生きていくことや、文化の担い手ともなれるような豊かな人間性を身に付けていくことが強く求められます。そのため、基礎的な素養を身に付け、「人間力」——自立した一人の人間として考え判断し、豊かに力強く生きていくための総合的な力——と、「社会力」——社会とのかかわりを持ち、社会の一員としての役割を果たしつつ、適切な人間関係を結び、生きていく力——を兼ね備えた子どもを育成することをめざした教育を推進していきます。

また、幼稚園・保育園と小学校との連携教育を推進するとともに、全ての市立小・中学校で質の高い学校教育を提供するために、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の卒業時の姿に責任をもった教育の実現に努めます。

さらに、「21世紀型能力」——さまざまな情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力——を育んでいきます。

● 市民誰もが、生涯にわたって学び、活動することを通して、心豊かな人生をおくるための、生涯学習・文化のまちの実現

市民の多様な学びを幅広く保障し、いつでもどこでも学び活動できる場と仕組みの整備・充実に努め、生涯にわたって豊かな人生をおくる生涯学習・文化のまちづくりを進めます。

市民一人ひとりがライフスタイルやライフステージに応じて学ぶことで、知的好奇心を満たし、豊かな心を育み、自己実現を図り、人と人とのつながりを深め、さらに、学びを地域に還元し活動に活かす「学びの循環」を創出するなど、地域全体が発展していく、持続可能な社会の実現をめざします。

また、家庭教育、学校教育、その他さまざまな場や機会における学びを幅広く捉え、市内外の教育研究機関等との連携を深めながら、「自立」、「協働」、「創造」の三つの視点から、スポーツ・文化活動、社会教育を含む生涯学習施策を総合的に推進します。

第3 対象期間

大綱の対象期間は、2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）までとし、第4次三鷹市基本計画の改定時期と整合を図りながら、必要な見直しを行います。

第4 基本目標と施策の方向

◆ 基本目標1 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

〈施策の方向〉子どもの人権の尊重（第6部-第1）
子育て支援の充実（第6部-第2）
魅力ある教育の推進（第6部-第3）
安全で開かれた学校環境の整備（第6部-第4）

◆ 基本目標2 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

〈施策の方向〉生涯学習の推進（第7部-第1）
市民スポーツ活動の推進（第7部-第2）
芸術・文化のまちづくりの推進（第7部-第3）

※（ ）内は第V編各論の各体系「I 基本的な考え方」を指します。

第IV編

第3
第4

対象期間
基本目標と
施策の方向



平成27年度第1回三鷹市総合教育会議



鷹南学園第五中学校体育館

第IV編

第4章

対象期間
基本目標と施策の方向



市内小学校の外国語活動



星と森と絵本の家の餅つきで「餅つき唄」を披露する
文化財市民協力員養成講座受講生